

建築確認を  
申請される方へ  
のお知らせ

# 平成18年7月1日から 中間検査※の対象となる建築物 が変わります。

中間検査の体制を充実・強化する必要があることから、中間検査の対象建築物を拡大します。

※中間検査制度は、建築物の安全性確保のために、適切な工事監理が行われているか否かを確認するために検査を行う制度です。

■中間検査の指定期間 平成18年7月1日～平成21年3月31日

■対象建築物(新築するものに限ります。)

## ○住宅

居住の用に供する建築物の安全性確保を図る観点から、現行の木造一戸建て住宅に、長屋を含む非木造の住宅や小規模な共同住宅も対象となります。

### 【改正前】

50㎡を超える一戸建ての木造住宅



### 【改正後】

住宅(長屋も含む)又は共同住宅で、階数が2以上かつ50㎡を超えるもの

## ○大規模な特殊建築物※

大規模な特殊建築物については、不特定多数の者が利用する建築物とし、倉庫並びに自動車車庫及び自動車修理工場等を除きます。

※大規模な特殊建築物・・・階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

## ○適用除外

住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、中間検査と同様な検査を行うため、適用除外とします。

### 【改正前】

- ・住宅の附属建築物で居住しないもの
- ・建築主が地方公共団体等であるもの
- ・型式適合認定を受けたもの
- ・応急仮設建築物



### 【改正後】

- ・住宅、共同住宅の附属建築物で居住しないもの
- ・建築主が地方公共団体等であるもの
- ・型式適合認定を受けたもの
- ・仮設建築物
- ・住宅性能評価書の交付を受けるもの

詳しくは下記までお問い合わせください。

●名古屋市住宅都市局建築指導部

建築審査課審査第一係・審査第二係 TEL052-972-2929・2930

FAX052-972-4159